

香川県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

I 計画策定の趣旨

国、事業者、民間団体等の関係機関と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指し、計画を策定する。

II 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項の規定に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

III 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間

IV 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- (1) 発症、進行及び再発の各段階での防止対策とギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援
- (2) ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）に関する施策との有機的な連携
- (3) アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携

2 基本的な方向性

- (1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及
- (2) 誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) ギャンブル等依存症の当事者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

V 基本的施策

- 1 予防教育・普及啓発
- 2 人材の確保及び育成
- 3 相談支援等
- 4 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ
- 5 自助グループとの連携推進
- 6 社会復帰の支援
- 7 連携協力体制の構築

VI 数値目標及び推進体制

1 数値目標

- (1) ギャンブル等依存症に対する正しい理解の啓発・・・チラシ又はリーフレットの配布
- (2) 大学・専門学校等への予防教育の実施・・・年1回以上
- (3) 精神保健福祉センター等の職員を国のギャンブル等依存症対策に係る研修会へ派遣・・・年1人以上
- (4) 保健所、市町等の職員を対象とした研修会の開催・・・年1回以上
- (5) ギャンブル等依存症専門医療機関の選定・・・数か所選定
- (6) 各自助グループの活動内容等の広報・・・年1回以上

2 推進体制

医療、保健、福祉、教育、警察、事業者等の関係機関及び自助グループ等の民間団体等とのネットワークを構築し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、検討、協議を進める。